●優良建築物等整備事業

１．支援策の概要

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備に対し支援を行います。

２．支援策の内容

（１）対象者

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等

（２）対象地域

三大都市圏の既成市街地等、近郊整備地帯等、地方拠点都市地域、中心市街地、市街地総合再生計画区域　等

（３）事業タイプ

イ　優良再開発型

ａ共同化タイプ　２人以上の地権者が敷地の共同化により建築物を整備する事業

ｂ市街地環境形成タイプ　良好な景観の形成等に配慮した協調的な建築物を整備する事業

ｃマンション建替タイプ　区分所有者が老朽化した共同住宅を建替する事業

ロ　市街地住宅供給型

ａ住宅複合利用タイプ　地価負担の軽減のため住宅を他の施設と複合的に整備する事業

ｂ中心市街地共同住宅供給タイプ　→●中心市街地共同住宅供給事業を参照

ハ　既存ストック活用型　既存オフィスビル等を活用して住宅を整備する事業

ニ　アスベスト改修型　多数の者が利用する建築物のアスベスト対策を促進する事業

（４）補助対象

①優良再開発型、市街地住宅供給型、既存ストック活用型

・調査設計計画費
・土地整備費
・共同施設整備費

②アスベスト改修型

・露出して加工されている吹付け建材について、アスベスト含有の有無の調査に要する費用
・吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みに要する費用

（５）補助率

1/3

2/5（非常災害時補助率）

３．問合せ先

国土交通省 住宅局 市街地建築課

phone 03-5253-8111(内線 39-654)　fax 03-5253-1631